

農地法第4・5条許可申請に必要な書類一覧

締切日は毎月10日(10日が閉庁日の場合、その前の開庁日)

**土地の分筆登記や土地改良区の意見書、融資証明などが必要な場合、
締切日までに間に合うようにしてください。**

※提出部数 1部(転用面積が4ha以下)
2部(転用面積が4haを超える場合又は2市町以上の区域にわたる場合)

(○:必要、△:場合によっては必要、×:不要)

書 類 名	農 家 住 宅 ・ 自 己 住 宅	ア パ ー ト	農 業 用 施 設	店 舗 ・ 事 務 所	資 材 置 場 ・ 駐 車 場	太 陽 光 発 電 設 備	備 考
1 許可申請書	○	○	○	○	○	○	
2 登記事項証明書(全部事項証明書)	○	○	○	○	○	○	原本(申請日前3か月以内に発行されたもの)
3 位置図	○	○	○	○	○	○	縮尺1/50,000程度
4 公図の写	○	○	○	○	○	○	近隣の地番、地目、面積、所有者、耕作者、道路等を表示
5 付近状況図	○	○	○	○	○	○	縮尺1/2,000程度で周辺500m以内の範囲の現況が分かるもの 住宅地図可(縮尺を明示すること)
6 配置図	○	○	○	○	○	○	①縮尺1/300～1/600程度 ②隣接地からの距離及び給水施設(給水管、井戸等)、 排水施設(合併浄化槽、公共下水道等)の位置を明示 ③拡張の場合は既存部分を含めた全体の状況が分かること ④太陽光発電設備の場合は、最寄電柱までの送電線を明示し、 距離を記載すること
7 建物平面図	○	○	○	○	×	×	間取りのわかるもの
8 事業計画書	○	○	○	○	○	○	別紙、事業計画書による 【太陽光発電設備】 太陽光パネル1枚の面積とW数、パネル合計のkW数を記載すること
9 事業運営に必要な免許等の証明書の写し	×	△	△	△	△	×	
10 建物等の見積書	○	○	○	○	○	○	建築費、造成費等
11 転用計画に要する資金(土地代、建築費、造成等) に見合う残高・融資(見込)証明	○	○	○	○	○	○	①預貯金残高証明書 ②預貯金口座の通帳の写し(許可を申請する者のものに限り) 通帳等の表紙及び記帳のある最終ページの写しに、申請者本人の原本 証明を付したものを提出する ③融資(見込)証明書 融資を行う金融機関からの証明で、融資を受ける者及び融資額が明記さ れていること ④補助金の内示通知書等
12 定款・法人登記事項証明書・事業概要書	×	△	△	△	△	△	法人の場合
13 住民票	△	△	△	△	△	△	譲受人が市外居住者の場合 渡人(貸人)の現住所と土地登記事項証明書の住所が異なる場合
14 土地改良区の意見書	△	△	△	△	△	△	土地改良区域内の場合
15 道・水路使用の場合はその同意書等	△	△	△	△	△	△	
16 代理委任状	△	△	△	△	△	△	代理人による申請の場合
17 借家(事務所、倉庫等を含む)、借地の場合、 家主又は地主の証明	△	×	△	△	△	×	入居期間のわかる契約書の写しでも可
18 通勤経路図(距離及び所要時間を明示)	△	×	×	×	×	×	勤務地が県外の場合
19 農業を営む者の証明	△	×	○	×	×	×	農家住宅の場合
20 跡地利用計画書	△	△	△	△	△	△	移転・転居の場合
21 都市計画法による開発許可又は建築許可の適用 のあるものは許可申請書の写し	△	△	△	△	△	×	
22 国土法及び森林法等他法令の規定により関係機 関の許可及び同意を要するものはその写し	△	△	△	△	△	△	盛土が必要な場合、盛土申請(許可)書の写し 担当課:生活環境課
23 既存施設利用状況図、事業経歴書	×	×	×	×	○	×	資材置場、駐車場の場合(用途別添付書類一覧参照)
24 その他申請内容により審査等に必要な書類	△	△	△	△	△	○	【太陽光発電設備】 ①経済産業省の再生可能エネルギー発電設備の認定書の写し ②電気会社からの接続検討状況が分かる書類(接続検討の回答書) ※②に代わり、電力受給契約申込書の写しでも可 ★茨城県「太陽光発電施設の適正な設置・管理に関するガイドライン」 担当課:生活環境課

転用面積の制限

- (1) 農家住宅 : 1,000㎡以下
(2) 自己住宅(非農家) : 500㎡以下

◆ 問い合わせ先

下妻市農業委員会事務局

TEL 0296-45-8991(直通)